

清水町障がい福祉計画

平成27年度～平成35年度



北海道清水町

はじめに

障がいのある方々を取り巻く環境は変化しており、平成18年の障害者自立支援法の施行により、各市町村にサービス提供体制の確保に関する障害福祉計画の策定が義務づけられました。

本町におきましては、「障がいのある人もない人も等しく生き生きとした自立生活ができる地域社会づくり」を基本理念とし、平成19年3月に「清水町障がい福祉計画（平成19年度～平成26年度）」を策定したところですが、今年度計画期間が終了することから、新たな「清水町障がい福祉計画（平成27年度～35年度）」を策定いたしました。

策定にあたっては、当事者アンケート調査を実施する中で、多くのご意見をいただき、具体的な議論をいたしました。本計画では、障がいや疾患を地域の人たちが理解し、赤ちゃんからお年寄りまで互いに支えあい、共に暮らしていくという「自立・理解・共生」を基本理念に、「障がいのある人もない人も、充実していきいきと人生をおくることができる社会（共生社会）づくり」を目標としており、町として取り組んでいくこととしておりますので、町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、アンケート調査にご協力を頂いた皆様、多大なご尽力を頂いた清水町障がい福祉計画策定委員会委員の皆様並びに貴重なご意見・ご提言をいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げます。今後とも本計画の推進にあたり、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年3月

清水町長 高 薄 渡

目 次

第 1 章	清水町障がい福祉計画策定の趣旨	2
第 2 章	計画の基本理念	2
第 3 章	計画の位置づけ・期間	3~4
第 4 章	清水町の障がい者の状況	4~7
第 5 章	障がい者計画（計画の体系）	8~19
	1 障がいの理解の促進	
	2 生活支援の充実	
	3 保健・医療の充実	
	4 ライフステージに応じた支援体制づくり	
	5 社会参加の促進	
	6 生活環境の整備	
第 6 章	障がい福祉計画（障がい福祉サービスの見込み量と確保のための方策）	20~33
	1 障害者総合支援法における障がい福祉サービス	
	2 目標値の設定	
	3 地域移行への成果目標	

資料編

※「障がい」と「障害」の表記について

本計画においては「障がい」「障がい者」というひらがな表現を用います。ただし、法律等で規定されている名称や用語等については「障害」と表記しています。

第1章 清水町障がい福祉計画策定の趣旨

障害者基本法において、「障がい者」とは、身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい、その他心身の機能に障がいのある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあるものとしていきます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）において、障がい福祉サービスなどの利用対象者は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・対象疾病（151 疾病）を罹患している人等となっており、障がいの内容・範囲も拡大しています。

このような本人自身の障がい以外にも、地域や社会のつながりの希薄化により、発達段階における不登校、引きこもり、いじめや非行といった事例につながるなど、本来の障がいに対する適切な対応が遅れるといった状況も懸念されます。

さらには、これら障がい者・児の家族についても高齢化が進むとともに、地域において、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴って、介助・支援機能が低下するなど、障がい者・児を取り巻く環境は大きく変化しています。最近の動向ではノーマライゼーションの理念の浸透により、住み慣れた地域で暮らすことのニーズが高まり、それぞれのライフステージで自己実現・社会参加を目指すことが求められています。

平成 15 年（2003 年）の支援費制度の導入により、利用者本位のライフスタイルが形成されたところですが、平成 18 年（2006 年）の障害者自立支援法の施行、平成 25 年（2013 年）の障害者総合支援法施行など障がい者を取り巻く状況は大きく変化しています。また、個々に必要なサービスの基盤整備や質の確保がなされていないこともあり、障がい者・児のニーズに十分に応えられていない状況もあることを忘れてはいけません。

このような背景を踏まえ、“障がいのある人もない人も、充実していきいきと人生をおくることができる社会（共生社会）づくり”を目指すための指針として2期目となる「清水町障がい福祉計画」を策定します。

第2章 計画の基本理念

本計画では「すべての町民が、等しく基本的人権をもったかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指す」という考えに基づき、障がいや疾患を地域の人たちが理解し、地域社会に誰もが同じように参加することができ、赤ちゃんからお年寄りまで互いに支えあい共に暮らすという「自立・理解・共生」を基本理念とします。

第3章 計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

障害者基本法に基づく障がい者のための諸策（保健・医療・福祉・教育・就労・啓発等）に関する基本的な事項を定める中長期の計画を定めるとともに、障害者総合支援法で策定が義務化されている障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画を定め、障がいの状態や疾患にかかわらず、その人に必要なサービスや相談支援等を提供し、障がいを持った人が地域社会で自立した生活を営めるよう将来にわたって支援していくために「清水町障がい福祉計画」を策定します。

・障がい者計画について

→障がい者計画は障害者基本法に基づく障がい者のための諸策（保健・医療・福祉・教育・就労・啓発等）に関する基本的な事項を定める中長期の計画で今回は2期目となります。

・障がい福祉計画について

→障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づき、以下の項目について具体的な数値目標を掲げ、3年を1期として見直しを実施する計画となっており、今回は4期目となります。

- (1) 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

2 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間とします。障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画については、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。新たな施策の取り組みや課題が必要となった場合は必要に応じて見直しを行うことがあります。

- ・第5期清水町総合計画（平成23年度～平成32年度）
- ・清水町障がい福祉計画（平成27年度～平成35年度）
- ・清水町地域福祉計画（平成27年度～平成36年度）

この計画は障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに進捗状況を確認しながら工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については障がい福祉計画策定に合わせて3年ごとにその進捗を把握するだけではなく、分析・評価の上、課題等がある場合には定期的に見直し、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル（「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」）を取り入れ、課題等がある場合、計画を変更などの対応を講じます。

第4章 清水町の障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

(1) 身体障がい者の数

身体障害者手帳の所持者数は、平成25年度末で778人であり、平成20年度からは39人増加しています。

(単位：人 各年度末)

区分 / 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
手帳所持者数	739	779	796	788	809	778
町の人口	10,366	10,327	10,232	10,104	10,022	9,928
割合	7.13%	7.54%	7.78%	7.80%	8.07%	7.84%

※町の人口は、各年度末の住民基本台帳登録数。

(十勝総合振興局)

(2) 障がいの区分及び程度

障がいの区分別を平成25年でみると、肢体不自由が519人で(66.7%)で最も多く、次いで内部障がい156人(20.0%)、聴覚障がい69人(8.8%)、視覚障がい25人(3.2%)、言語障がい9人(1.1%)となっています。

障がいの等級は、1級が210人(26.9%)で最も多く、次いで4級が197人(25.3%)、2級が185人(23.7%)、3級が114人(14.6%)、5級が46人(5.9%)、6級が26人(3.3%)となっています。

(単位：人 各年度末)

障がい別 / 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障がい	26	23	22	22	23	25
聴覚障がい	65	68	69	71	74	69
言語障がい	10	10	10	11	9	9
肢体不自由	501	541	549	541	552	519
内部障がい	137	137	146	143	151	156
計	739	779	796	788	809	778

(単位：人 各年度末)

級別 / 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	196	212	222	214	225	210
2級	224	237	240	230	221	185
3級	84	80	92	93	99	114
4級	154	164	160	172	182	197
5級	48	50	49	47	49	46
6級	33	36	33	32	33	26
計	739	779	796	788	809	778

(十勝総合振興局)

2 知的障がい者の状況

(1) 知的障がい者の数

療育手帳の所持者は、平成20年の110人から平成25年は122人と12人増加しています。

(単位：人 各年度末)

判定別 / 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A判定(重度)	44	48	48	45	43	42
B判定(中・軽度)	66	67	73	76	78	80
計	110	115	121	121	121	122

(十勝総合振興局)

(2) 知的障がい者の状況

知的障がいの判定別を平成25年でみると、重度(A判定)が42人(34.4%)、中度・軽度(B判定)は80人(65.6%)となっています。

年齢別では、18歳未満が21人(17.2%)、18歳以上が101人(82.8%)となっています。

(単位：人 各年度末)

年齢別 / 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	18	18	19	21	21	21
18歳以上	92	97	102	100	100	101
計	110	115	121	121	121	122

(十勝総合振興局)

3 精神障がい者の状況

(1) 精神障がい者の入院及び通院の状況

帯広保健所が把握している本町の入院及び通院の延べ精神障がい者数は、平成20年の323人から平成25年の243人まで80人減少しています。

(単位：人 各年12月末)

受診状況 / 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入院	25	25	17	17	10	15
通院	192	161	145	148	157	170
その他	106	115	53	52	57	58
計	323	301	215	217	224	243

(十勝総合振興局)

(2) 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証の所持者数

帯広保健所が把握している本町の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、34人から38人に増加、自立支援医療(精神通院)受給者証は153人から119人と34人の減少が見られます。今回の計画から、受給者証所持者も精神障がい者数として算定しました。

(単位：人 各年12月末)

級別 / 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	3	2	1	1	3	4
2級	21	22	24	24	23	21
3級	10	9	13	13	12	13
計	34	33	38	38	38	38
自立支援医療医療受給者数	153	117	117	117	126	119

(十勝総合振興局)

(3) 病類別の受療状況

帯広保健所が把握している本町の精神障がい者の延べ病類別受療状況は次項の表のとおりになっています。

(各年12月末)

病類別 / 年		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
脳器質性 精神障害	アルツハイマー病の認知症	11	13	14	17	20	26
	血管性認知症	10	10	8	8	8	9
	その他	14	14	8	7	6	8
	小計	35	37	30	32	34	43
精神作用物 質による精 神及び行動 の障害	アルコール使用	3	3	1	0	0	1
	覚せい剤使用	1	1	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	2	2
	小計	4	4	1	1	2	3
統合失調症		91	83	61	62	60	63
気分（感情）障害		72	74	57	52	54	58
神経症障害		18	17	13	16	16	16
生理的障害及び身体的要因の行動 症候群		0	0	0	0	0	0
成人の人格及び行動の障害		1	1	1	1	1	1
知的障害		12	10	4	3	5	3
心理的発達の障害		11	13	9	10	13	14
小児期及び青年期の行動及び情緒 障害、特定不能の精神障害		9	9	2	2	2	2
てんかん		70	53	36	37	35	37
その他		0	0	1	1	2	3
計		323	301	215	217	224	243

(十勝総合振興局)

第5章 障がい者計画（計画の体系）

1 障がいの理解の促進

- （1）障がいの理解の推進による福祉のまちづくり

2 生活支援の充実

- （1）相談支援体制の構築
- （2）在宅、施設サービス等の充実による地域生活支援拠点の整備

3 保健・医療の充実

- （1）医療費助成制度の周知
- （2）疾患の予防と早期発見
- （3）特定疾患施策の充実

4 ライフステージに応じた支援体制づくり

- （1）ライフステージに応じた支援体制づくり

5 社会参加の促進

- （1）障がい者雇用の促進、総合的な就労支援
- （2）経済的自立への制度活用
- （3）ピアサポート・スポーツ、文化活動の推進
- （4）権利擁護の推進

6 生活環境の整備

- （1）公共施設・公共交通機関のバリアフリー化の推進
- （2）住宅・生活環境の整備
- （3）防災対策の推進

1 障がいの理解の推進

●現状と課題

地域社会において、「障がい」がある人もない人も等しく生活できる社会を目指し、障がい者の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができることを推進することが重要です。障害者総合支援法が施行され、ケアマネジメントの考えも導入されるなど障がい福祉サービスも年々拡充していますが、「障がい」の理解が進んでいないという現実もあります。

今回の計画策定に伴い、初めての当事者アンケートを実施しましたが、その中で「周りの人から差別されるなど嫌な思いをしたことがある」と答えた人が26.6%にのびりました。また、暮らしやすくなるために障がいや疾患のことをもっと理解してもらいたいという回答もありました。その現実を受け止めて、まずは「障がいの理解」を推進していく必要があります。

●具体的施策

(1) 障がいの理解の推進による福祉のまちづくり

障がいを理解し福祉のまちづくりにつなげるには、正しい知識の共有が必要です。障がい福祉に関する相談窓口と利用可能なサービスの周知や、各種イベント等の場を利用して障がいに対する理解を深める取り組みを進め、突然の受傷や疾患などにより困ることが無いように、以下の事業を展開していきます。

事業名	具体的内容	担当
広報誌による障がいの理解の推進	年1回以上「広報しみず」により、障がい福祉分野の動向について広く町民にお知らせします。	福祉係
町ホームページによる情報提供	町ホームページにより、障がい福祉に関する情報提供を充実します。	福祉係
障がい福祉ガイド・社会資源マップの提供推進	障がい福祉に関するガイドブック、サービス提供事業者の町内の場所を示した社会資源マップを作成し、提供します。	福祉係
研修会や相談会の開催による障がいの理解の推進	健康推進係や社会福祉協議会などの関係機関と協力して、障がいや疾患に関する理解を題材とした町民向けの研修会や障がいや病気に関する相談会を開催し、福祉のまちづくりを推進します。	福祉係 健康推進係 社会福祉協議会

2 生活支援の充実

●現状と課題

障がい福祉サービスも多様化しており、様々なサービスを受けることができるような体制になってきていますが、町内におけるサービス提供事業者と周知が不足しているという課題があります。

障がい者団体、ボランティア団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会などと連携を図り、障がい者の支援のために情報提供を行っていく必要があります。

●具体的施策

(1) 相談支援体制の構築

今回のアンケート調査では、悩みごとを相談する人は「家族や親戚」と答えた人が多数いました。家族の負担軽減や当事者の悩み解決のためにも、相談支援体制を構築することが必要です。

障がいのある人でも気軽に相談できる相談支援窓口の整備を進め、家族に対するケアを含めた継続的な相談支援体制の強化が必要となってきます。また、相談を受ける側も、相談者のワンストップ窓口にできるような体制づくりも必要です。

事業名	具体的内容	担当
総合相談窓口の整備	総合相談窓口で各種相談に対応し、課題解決に向けた取り組みを行います。	福祉係
基幹相談支援センターの設置	専門的な相談業務や成年後見制度の利用などの支援を図る基幹相談支援センターを設置します。また、町内の相談支援専門員等の資質向上などの取り組みも実施します。	福祉係
自立支援協議会の開催	地域における情報共有や、支援の中で課題が生じた際の問題解決の話し合いの場として開催します。	福祉係

(2) 在宅、施設サービス等の充実による地域生活支援拠点の整備

在宅、施設サービスにおけるサービス提供体制の充実を図るとともに、新たな課題を解決できるサービス提供体制づくりに努めていく必要があります。町内には施設入所を行う事業所はありますが、3障がいに対応した在宅サービスを提供する事業所やグループホームが少ないなどの課題があります。

アンケートにおいても、家族と一緒に暮らしていきたいという希望が多かったのですが、家族以外でもサポートできるサービスもあるため、負担軽減や自立支援を推進するために在宅サービスを拡充していく必要もあります。また、補装具や日常生活用具制度を周知することでも負担を軽減できるため、情報提供を行っていきます。

障がいのある人でも、地域で生活できるグループホームなどの整備について検討していきます。

事業名	具体的内容	担当
訪問系サービスの充実	居宅介護などの訪問系サービスの基盤整備に努めます。	福祉係
日中活動系サービスの確保	就労に関するサービスなど、日中の活動の中で「生きがい」を感じることができるサービスを拡充します。	福祉係
補装具・日常生活用具制度	補装具・日常生活用具制度について町民にお知らせします。	福祉係
地域生活支援拠点の整備	グループホームなどの居住系サービスの確保、障がい者向け住宅の確保に努め、訪問系・日中活動系のサービスも複合した地域生活支援拠点づくりを検討していきます。	福祉係

3 保健・医療の充実

●現状と課題

障がいや疾患により負担となる医療費について助成する制度がありますが、助成制度を周知することが重要となります。特に、生活習慣病や精神的ストレスによる精神疾患なども増加傾向があるため、生活習慣病を予防する運動推進や心のストレスケアを心がけることも必要です。

●具体的施策

(1) 医療費助成制度の周知

障がいや疾患による通院や入院による医療費負担により、生活が困窮してしまうこともあります。障がいの程度や、疾患により利用できる制度があることを周知します。

事業名	具体的内容	担当
自立支援医療（更生・育成・精神通院）制度	障がいや疾患の状態による入院・通院の医療費の軽減ができる自立支援医療制度について町民にお知らせします。	福祉係 児童保育係
重度心身障害者医療費制度	重度心身障害者医療費制度について町民にお知らせします。	福祉係 国保係 介護高齢者保険係

(2) 疾患の予防と早期発見

生活習慣病による脳血管疾患・心疾患・腎疾患なども増加していることから、健康診査による健康指導などの活用も有効な疾患予防手段となります。保健福祉センターの健康増進施設である「さわやかプラザ」の活用も疾患予防という点でも重要な手段となります。

また、精神的なストレスから生じる精神障がいの増加を防ぐために、早期発見や適切な対応がとれる体制の整備、心の健康を保つための普及啓発が重要です。心身状況の維持のためにも各種関係機関との連携が必要となってきています。

事業名	具体的内容	担当
各種健診の実施	各種健診の実施を行い、保健師や管理栄養士、歯科衛生士からの指導や相談を実施し、疾患の予防に対する啓発を行います。	健康推進係

心の健康を保つための情報提供、研修会の開催	心の健康を保つために、精神的ストレスに関する理解やアルコール・薬物の害などについて町民にお知らせするとともに、医療機関などと連携し、早期受診や心の健康を保つための啓発活動を進めます。	福祉係 健康推進係
各種運動教室の実施	冬の運動教室事業などにより、運動による健康維持の啓発活動を実施し生活習慣病などの予防に努めます。	健康推進係 社会福祉協議会
さわやかプラザの活用	生活習慣病の予防となる定期的な運動を推進するため、保健福祉センターのさわやかプラザの活用を推進します。	福祉係 健康推進係

(3) 特定疾患施策の充実

対象疾病（151 疾病）を罹患している人も各種障がい福祉サービスが利用できるようになったことから、情報提供を行います。また、特定疾患治療研究事業も帯広保健所と連携し、周知を行います。

事業名	具体的内容	担当
障がい福祉サービス利用についての情報提供	「広報しみず」や町ホームページの活用により各種障がい福祉サービスを利用できることを町民にお知らせします。	福祉係
特定疾患治療研究事業についての情報提供	役場庁舎内や公共施設にリーフレット等を配置、また、町ホームページからのリンク等による情報提供を行います。	福祉係

4 ライフステージに応じた支援体制づくり

●現状と課題

4 か月児健診・7～8 か月児相談・10 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診を実施し、心身の障がいや疾患を早期発見するとともに、心配なケースがある場合や恐れがある場合に精密検査の受診を勧めています。希望者に対しては随時きずな園で臨床心理士による検査を行っています。乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援体制を整備する必要があります。

●具体的施策

(1) ライフステージに応じた支援体制づくり

各種健診、相談を実施し、きずな園では療育相談及び情報提供に関する支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を行いライフステージに応じた支援体制を確立します。

事業名	具体的内容	担当
各種健診・相談の実施	4 か月児健診・7～8 か月児相談・10 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診を実施します。	健康推進係 きずな園指導係
相談窓口の充実	きずな園の療育相談のみならず、気軽に相談できる窓口として基幹相談支援センターを設置します。	福祉係
きずな園における支援の継続	きずな園における療育相談及び情報提供に関する支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を継続します。	きずな園指導係
障がい児支援利用計画の作成	発達の遅れや障がいのある児童に合わせた適切かつ継続的な支援を提供するため、障がい児支援利用計画を作成し支援します。	福祉係

5 社会参加の促進

●現状と課題

本計画のアンケート調査では就労希望と答えた人が35.3%で、障がいや疾患があっても就労を希望する人が多いことがわかります。しかし、町内にはサービス提供事業者が少なく、町外の事業者を利用しているケースもあります。

また障がい当事者同士の交流や家族交流なども少ないため、孤立化を防がなければなりません。

●具体的施策

(1) 障がい者雇用の促進、総合的な就労支援

就労できる機会を増やしていくことのみならず、就労ができてからも相談支援等によって就労を継続させていくことに努めます。

事業名	具体的内容	担当
障がい者雇用の促進	就労継続支援事業所、就労移行支援事業所の誘致に努めます。	福祉係
障がい者雇用状況の把握	ハローワークや障がい者就業・生活支援センターと情報共有し、雇用状況の把握に努め、広報や町ホームページ等で情報提供を行います。	福祉係
障がい者就労施設等の受注機会の拡大	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品や委託業務の受注機会の拡充に努めます。	町各部局

(2) 経済的自立への制度活用

障がいのある人は、通院や就労制限等により経済的な負担がかかっていることは少なくありません。安定・安心した生活を送るための経済的支援の制度の活用が必要ですが、相談に応じることや制度を広く町民にお知らせする必要があります。

福祉サービスや医療サービスを利用しながら相談支援が求められることがあるため、相談支援事業所の相談支援専門員、医療機関などとも連携できる体制作りに努めます。

事業名	具体的内容	担当
障害年金等の情報提供	日本年金機構で配布している障害年金ガイドを活用し、障害年金についての情報提供を手帳交付時に行います。	福祉係
福祉手当の情報提供	特別障害者手当や特別児童扶養手当の情報提供に取り組みます。	福祉係 児童保育係
割引・減免制度	有料道路割引やNHK放送受信料の減免制度などを町民にお知らせします。	福祉係
重度身体障害者（児）タクシー助成の実施	重度身体障害者（児）のタクシー助成を実施します。	福祉係

(3) ピアサポート、スポーツ・文化活動の推進

障がいや疾患を抱え、一人や家庭内のみで悩みを抱えてしまうことがあります。精神的な負担も強くなってしまいうため、ストレスを溜めることがないような支援体制づくりが必要です。ピアサポート推進や、スポーツ・文化活動の推進を行い、社会参加ができる地域づくりを目指します。

事業名	具体的内容	担当
ピアサポートの推進	障がいや疾患当事者の研修会や勉強会に合わせて、交流会を開催します。	福祉係 健康推進係
スポーツ・文化活動の推進	公共施設等を障がい者スポーツ対応施設にするなどの障がい者スポーツの推進、公共施設において障がい者の文化活動の推進活動を行います。	福祉係 社会教育課

※「ピアサポート」とは障がいや疾患の当事者同士やその家族同士などの同じような立場の人によるサポートのことを言います。

(4) 権利擁護の推進

障がいや疾患の有無にかかわらず、権利擁護の活動を推進する必要があります。また、判断能力が不十分であるとき、家族や親族等の保護者がいないことで、契約の締結などの意思決定の場面でさまざまな損失・損害を被ることが考えられます。不十分な判断能力を補い、基本的な権利を守る成年後見制度活用を促します。

社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を活用し、地域における権利擁護を推進していきます。

事業名	具体的内容	担当
権利擁護に関する制度のお知らせ	リーフレット等の啓発に合わせて、障害者差別解消法、障害者虐待防止法などの法律を広報しみずや、町ホームページの活用により町民にお知らせします。	福祉係
成年後見制度に関する情報提供	成年後見制度に関する情報を広報や町ホームページにより広く町民にお知らせし、実施機関と連携して研修会を開催します。利用希望がある場合は、各関係機関と迅速に連携を取ることができる体制づくりに努めます。	福祉係
日常生活自立支援事業の実施	社会福祉協議会と連携して日常生活自立支援事業を実施します。	社会福祉協議会 福祉係

6 生活環境の整備

●現状と課題

障がいや疾患のある人が地域社会での自立生活を継続させていくためには、社会環境の整備が重要です。公共の施設や交通機関においては、段差等を解消するバリアフリー化を推進する必要があります。また、大規模な地震や冠水などの避難時対応等の防災対策の課題もあります。

●具体的施策

(1) 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共施設のみならず交通機関や民間の施設にもバリアフリー推進化に関する取り組みを進めていきます。

事業名	具体的内容	担当
バリアフリー整備マップの作成	町内の公共施設、公共の交通機関等の整備や障がい、疾患当事者への情報提供を目的に町内のバリアフリー整備マップを作成します。	福祉係
バリアフリー公営住宅の整備	公営住宅の建築にあたってはバリアフリー、そしてユニバーサルデザインを取り入れて整備します。	都市施設課
町内移動における交通手段の整備	車椅子等の使用においても利用できる町内への交通手段の整備を推進します。	福祉係 企画課

(2) 住宅・生活環境の整備

障がいや疾患に伴い必要となる住宅改修のみならず、長期入院から地域に移行する場合の住宅確保など個人の住環境整備には多くの課題があります。

地域生活支援事業の推進により、住宅改修、住宅入居等支援事業を拡大し解決に結びつける必要があります。

事業名	具体的内容	担当
地域生活支援事業(居宅生活動作補助用具)制度の利用推進	障がいや疾患のある人の住宅改修を実施する事業を行います。	福祉係
除雪サービス	重度身体障がい者世帯で除雪が困難な世帯に除雪サービスを実施します。	在宅支援係
住宅入居等支援事業	施設や病院から地域移行する人や一人暮らしの人に対して、アパート等賃貸物件の情報提供、契約、その後の見守りなどを実施する事業を整備します。	福祉係

(3) 防災対策の推進

地震や冠水などの大規模な災害の際に、情報提供の体制や避難に支援を必要とする人を把握するなどの体制づくりを進めます。また、避難所へ避難した場合も想定し、避難所のバリアフリー化や物資確保等の支援体制整備なども行います。

事業名	具体的内容	担当
避難時要支援者の支援体制の整備	社会福祉協議会、民生委員児童委員などと協働し、日ごろから災害時などの地域支援体制を整備します。	福祉係 社会福祉協議会 総務課
緊急医療情報キットの整備	障がいや疾患のある人の世帯で家族や親族等援助者が少ない家庭に緊急時の適切な処置や緊急連絡先への対応へ活用する緊急医療情報キットを設置します。	福祉係 在宅支援係

第6章 障がい福祉計画（障がい福祉サービスの見込み量と確保のための方策）

1 障害者総合支援法における障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。

自立支援給付は、障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者包括支援・施設入所支援など）、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）・療養介護医療などの医療費の助成をいいます。

地域生活支援事業は、理解促進・啓発事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援などの事業をいいます。

障がい福祉計画では上記の自立支援給付・地域生活支援事業のそれぞれに目標値を設定し、3年毎の見直しの中で調査・分析・評価を行い必要な措置を講じることとします。

2 目標値の設定

（1）訪問系サービス

●現状と課題

訪問系サービスには障がいのある人が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護を行う訪問系サービスの充実を図る必要があります。入浴・排せつ・食事などの介助を自宅で受ける居宅介護・重度訪問介護、外出時の援助をする行動援護、重度の視覚障がいの人の外出支援である同行援護などがあります。

在宅生活支援のニーズの増加、現状を踏まえサービス提供基盤の確保が必要となります。

●目標値設定、今後の取り組み

本町では居宅介護サービスのニーズが増加しており、前計画の数値よりも多い数値を設定しています。現状での設定ですが、対象疾病（151 疾病）を罹患している人も障がい福祉サービスを利用できることになったことから、今後も在宅サービス利用は増加すると予想されます。

目標設定のみならず、地域ニーズの把握やサービス提供事業者の確保にも努めます。

【第3期計画における利用量の達成率】※1月あたり

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護 ・重度障害者等包括支援	目標値	35時間	35時間	35時間
	実績値	5時間	45時間	55時間
	達成率	14.2%	128.0%	157.0%

※平成24・25年度は3月末、平成26年度は7月末の利用状況です。

【第4期計画における必要量の見込み】※1月あたり

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護・重度訪問介護 ・同行援護・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間数	60時間	60時間	60時間
	利用者数	6人	6人	6人

(2) 日中活動系サービス

●現状と課題

障がいのある人が地域社会で生活していくためには、生活介護や就労支援などのサービスを利用することが必要となります。

地域での生活を継続していくには、「生きがい」を感じる事が重要です。もちろん心身の状況により、「生きがい」を感じる活動は様々ですが最近の動向では、「就労」に関するニーズが高まっています。

町内には就労継続支援B型事業所はありますが、就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が無く、町外の事業所を利用している人もいるのが現状です。

●目標値設定、今後の取り組み

現状を踏まえて、数値目標を設定しています。今後就労に関するニーズは高まってくると想定されるため、町内や近隣の市町村との連携により事業者の確保に努めることや、継続したサービス利用を促す支援が必要です。

生活介護の利用者を減少傾向にしていますが、今後地域生活に移行していく人が少しずつ増えてくることを想定しています。数値目標を掲げていない自立訓練（機能・生活・宿泊型訓練）もありますが、利用者の状況やニーズに応じて対応していく必要があります。また、訪問系サービスの取り組みでも前述しておりますが、対象疾病（151疾病）を罹患している人への支援も必要となっていきます。

【第3期計画における利用量の達成率】※1月あたり

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	目標値	5人	5人	5人
	実績値	5人	5人	5人
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
生活介護	目標値(延べ)	978人	1,044人	1,122人
	実績値(延べ)	985人	1,039人	954人
	達成率	100.7%	99.5%	85.0%
自立訓練 (機能訓練)	目標値(延べ)	-	-	-
	実績値(延べ)	-	-	-
	達成率	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	目標値(延べ)	20人	20人	20人
	実績値(延べ)	0人	0人	0人
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
宿泊型自立訓練	目標値(延べ)	-	-	-
	実績値(延べ)	-	-	-
	達成率	-	-	-
就労移行支援	目標値(延べ)	352人	352人	352人
	実績値(延べ)	186人	6人	0人
	達成率	52.8%	1.7%	0.0%
就労継続支援(A型)	目標値(延べ)	68人	85人	119人
	実績値(延べ)	33人	37人	63人
	達成率	48.5%	43.5%	52.9%
就労継続支援(B型)	目標値(延べ)	140人	140人	140人
	実績値(延べ)	97人	157人	325人
	達成率	69.2%	112.1%	228.5%
短期入所 (福祉型、医療型)	目標値(延べ)	25人	30人	35人
	実績値(延べ)	94人	88人	91人
	達成率	376.0%	293.3%	260.0%

※平成24・25年度は3月末、平成26年度は7月末の利用状況です。

【第4期計画における必要量の見込み】※1月あたり

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	利用者数(人)	5人	5人	5人
生活介護	利用者数(人)	44人	43人	42人
	利用量(人日/月)	244人日	244人日	244人日
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
就労移行支援	利用者数(人)	1人	1人	2人
	利用量(人日/月)	22人日	22人日	22人日
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	3人	3人	3人
	利用量(人日/月)	16人日	16人日	16人日
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	15人	16人	17人
	利用量(人日/月)	88人日	88人日	88人日
短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数(人)	6人	6人	6人
	利用量(人日/月)	30人日	30人日	30人日

(3) 居住系サービス

●現状と課題

平成26年4月から、ケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化されました。障がいや疾患のある人が地域での生活を行うにあたっては、居住の場の拡大が必要です。町内に8箇所のグループホーム（共同生活援助）がありますが、入所施設や医療機関からの退所・退院を受け入れるには不十分な状況です。

地域での居住の場として、グループホームは重要な場となることから引き続き町内事業者や近隣市町村と連携し、サービス提供事業者の確保の取り組みも継続する必要があります。

●目標値設定、今後の取り組み

前計画では施設入所支援も共同生活介護も増加と見込んでいましたが、本計画では共同生活援助の数値を増加と見込み、地域生活への移行を目標にしています。

【第3期計画における利用量の達成率】※1月あたり

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 (共同生活介護)	目標値	26人	27人	28人
	実績値	22人	22人	22人
	達成率	84.6%	81.4%	78.5%
施設入所支援	目標値	31人	33人	37人
	実績値	36人	34人	34人
	達成率	116.1%	103.0%	91.8%

※平成24・25年度は3月末、平成26年度は7月末の利用状況です。

【第4期計画における必要量の見込み】※1月あたり

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (共同生活介護)	利用者数(人)	22人	23人	24人
施設入所支援	利用者数(人)	34人	33人	32人

(4) 相談支援

●現状と課題

平成24年の制度改正により、障がい福祉サービスを利用している人は、平成27年3月までに計画相談支援（サービス等利用計画作成）が義務付けられ町内の相談支援事業所が計画的に取り組んできました。

今後はモニタリング、継続支援などのケアマネジメントの充実のために障がい者等のあらゆる相談に対応し、ワンストップ窓口として相談支援事業所、相談支援専門員等の質の向上を図っていく必要があります。

●目標値設定、今後の取り組み

計画相談支援においては、現状を踏まえた数値目標を掲げていますが手帳交付状況や対象疾病（151疾病）を罹患している人への支援などに、適宜対応していく必要があります。地域移行や地域定着支援においての計画相談目標値は設定していませんが、利用者からのニーズがある際には対応していく必要があります。

【第3期計画における利用量の達成率】

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	目標値	5人	5人	5人
	実績値	25人	45人	104人
	達成率	500.0%	900.0%	2080.0%
地域移行支援	目標値	2人	2人	2人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	目標値	2人	2人	2人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

※平成24・25年度は3月末、平成26年度は7月末の状況です。

【第4期計画における必要量の見込み】

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	実利用者数(人)	104人	110人	115人
地域移行支援	実利用者数(人)	-	-	-
地域定着支援	実利用者数(人)	-	-	-

(5) 障害児通所支援

●現状と課題

本町における障害児通所支援は、保育所・幼稚園・学校などの機関が連携して取り組んでいます。ライフステージに応じた支援に対応するため、専門職による支援を行うことが求められています。

●目標値設定、今後の取り組み

本町における障害児通所支援事業所「きずな園」では保健師・保育士・言語聴覚士・臨床心理士などの専門職を配置し、ライフステージに応じた支援を継続します。

【平成24年度～26年度までの実績】

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	利用者数(人)	25人	30人	39人
	利用量(人日/月)	73人	80人	125人
放課後等デイサービス	利用者数(人)	25人	24人	22人
	利用量(人日/月)	61人	47人	77人
保育所等訪問支援	利用者数(人)	1人	0人	0人
	利用量(人日/月)	4人	0人	0人

※平成24・25年度は3月末、平成26年度は7月末の利用状況です。

【第4期計画における必要量の見込み】

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用者数(人)	22人	22人	22人
	利用量(人日/月)	4人	4人	4人
放課後等デイサービス	利用者数(人)	39人	39人	39人
	利用量(人日/月)	8人	8人	8人
保育所等訪問支援	利用者数(人)	-	-	-
	利用量(人日/月)	-	-	-

(6) 障害児相談支援

●現状と課題

平成24年4月に障害児相談支援が新設されました。各事業所の相談支援専門員が平成27年3月までのサービス等利用計画の作成に取り組んでいます。作成後のモニタリングや、ニーズにあったプランニングなどの課題があります。

●目標値設定、今後の取り組み

現状の利用状況を踏まえて、数値目標を設定しています。今後も新規の利用希望があった場合、適宜計画立案を実施していく必要があります。

【平成24年度～26年度までの実績】

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害児相談支援	利用者数(人)	0人	38人	66人

※平成24・25年度は3月末、平成26年度は7月末の利用状況です。

【第4期計画における必要量の見込み】

サービス種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	利用者数(人)	61人	61人	61人

(7) 地域生活支援事業

●現状と課題

地域生活支援事業は平成 25 年度から新たに「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「成年後見制度利用支援制度」、「手話奉仕員養成研修制度」が追加されています。地域のニーズや特性に配慮しながら、地域の社会資源を利用・拡充することが必要です。

●各事業の目標値設定、今後の取り組み

①理解促進研修・啓発事業

障がいや疾患を持った人が日常生活や社会生活を営む上で、地域住民の障がいの理解を促進する必要があります。このために、障がい当事者の人と身近に触れ合う機会や、障がいや疾患の研修会等を通して理解と啓発を進めることとします。

【第4期計画における必要量の見込み】

①理解促進研修・啓発事業	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	目標値（実施の有無）	-	有	有

②自発的活動支援事業

町内にはボランティア団体がありますが、活動推進やピアサポートができるような体制づくりに努めていきます。

【第4期計画における必要量の見込み】

②自発的活動支援事業	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	目標値（実施の有無）	-	-	有

③相談支援事業

本町では基幹相談支援センターは未設置であり、総合相談窓口として権利擁護、地域移行、地域定着などを実施する機関としての役割を担うために設置に努めます。

【第3期計画における利用量の達成率】

③相談支援事業	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	目標値（実施の有無）	有	有	有
	実績値（実施の有無）	-	-	-
基幹相談支援センターの設置	目標値（実施の有無）	-	有	有
	実績値（実施の有無）	-	-	-
市町村相談支援事業機能強化事業	目標値（実施の有無）	有	有	有
	実績値（実施の有無）	-	-	-
住宅入居等支援事業	目標値（実施の有無）	-	-	-
	実績値（実施の有無）	-	-	-

【第4期計画における必要量の見込み】

③相談支援事業	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	目標値（実施の有無）	-	-	有
基幹相談支援センターの設置	目標値（実施の有無）	-	-	有
市町村相談支援事業機能強化事業	目標値（実施の有無）	-	-	有
住宅入居等支援事業	目標値（実施の有無）	-	-	有

④成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分ではない人に家族や親族等の保護者もなく社会生活を行うと、契約の締結などの意思決定の場面でさまざまな損失・損害を被ることが考えられます。不十分な判断能力を補うための制度が成年後見制度であり、現在利用希望はありませんが、今回の計画立案に伴い実施した当事者アンケートの結果にもあるように、今後利用希望が出るのが想定されるため、迅速に対応できるような体制づくりを目指します。

【第3期計画における利用量の達成率】

④成年後見制度利用支援事業	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	目標値（実利用者数）	1人	1人	1人
	実績値（実利用者数）	0人	0人	0人
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

【第4期計画における必要量の見込み】

④成年後見制度利用支援事業	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	目標値（実利用者数）	1人	1人	1人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、ニーズの状況によって市民後見人の育成も検討します。

【第4期計画における必要量の見込み】

⑤成年後見制度法人後見支援事業	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	目標値（実利用者数）	-	-	1人

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣を行っています。現在実績はありませんが、体制づくりに努める必要があります。

【第3期計画における利用量の達成率】

⑥意思疎通支援事業	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	目標値（実利用者数）	1人	1人	1人
	実績値（実利用者数）	0人	0人	0人
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
手話通訳者設置事業	目標値（実利用者数）	-	-	-
	実績値（実利用者数）	-	-	-
	達成率	-	-	-

【第4期計画における必要量の見込み】

⑥意思疎通支援事業	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	目標値（実利用者数）	1人	1人	1人
手話通訳者設置事業	目標値（実利用者数）	-	-	-

⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人や対象疾病（151 疾病）を罹患している人へ、日常生活用具給付又は貸与の支援をしています。用具の性能向上や、他町村の状況を踏まえながら、必要に応じ対象用具などの見直し等を行う必要があります。

【第3期計画における利用量の達成率】

⑦日常生活給付等事業	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	目標値（件数）	3件	3件	3件
	実績値（件数）	0件	2件	0件
	達成率	0.0%	66.6%	0.0%
自立生活支援用具	目標値（件数）	4件	4件	4件
	実績値（件数）	2件	2件	0件
	達成率	50.0%	50.0%	0.0%
在宅療養等支援用具	目標値（件数）	0件	0件	0件
	実績値（件数）	1件	2件	1件
	達成率	100.0%	200.0%	100.0%
情報・意思疎通支援用具	目標値（件数）	1件	1件	1件
	実績値（件数）	1件	3件	0件
	達成率	100.0%	300.0%	0.0%
排泄管理支援用具	目標値（件数）	516件	516件	516件
	実績値（件数）	288件	276件	298件
	達成率	55.8%	53.4%	57.7%
居宅生活動作補助用具	目標値（件数）	0件	0件	0件
	実績値（件数）	0件	1件	2件
	達成率	0.0%	100.0%	200.0%

【第4期計画における必要量の見込み】

⑦日常生活給付等事業	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	目標値（件数）	2件	2件	2件
自立生活支援用具	目標値（件数）	2件	2件	1件
在宅療養等支援用具	目標値（件数）	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	目標値（件数）	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	目標値（件数）	288件	300件	312件
居宅生活動作補助用具	目標値（件数）	1件	2件	3件

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との意思疎通を円滑に行うために、必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術の習得を目指した研修事業を実施するものです。現在、要望はありませんが、今後のニーズにより研修開催に向けて検討します。

【第4期計画における必要量の見込み】

⑧手話奉仕員養成研修事業	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	登録者数（人）	1人	1人	1人

⑨日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。現在7名の利用者があり、町内1箇所、町外2箇所を利用しています。現状での数値目標を設定していますが、利用希望者を把握し、事業者との連携を図りながらサービス提供に努める必要があります。

【第3期計画における利用量の達成率】

⑨日中一時支援事業	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	目標値（実利用者数）	6人	6人	6人
	実績値（実利用者数）	6人	7人	7人
	達成率	100.0%	116.6%	116.6%

【第4期計画における必要量の見込み】

⑨日中一時支援事業	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	目標値（実利用者数）	7人	7人	7人

⑩移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者（児）について、地域での自立生活及び社会参加を促すために外出の移動を支援をします。前計画の見込み人数よりも利用人数は増えており、今後も状況に応じて事業者との連携を図り、サービス提供に努める必要があります。

【第3期計画における利用量の達成率】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
⑩移動支援事業	目標値	1人	26時間	1人	26時間	1人	26時間
	実績値	1人	27時間	3人	174時間	3人	174時間
	達成率	100.0%	103.8%	300.0%	669.2%	300.0%	669.2%

【第4期計画における必要量の見込み】

⑩移動支援事業	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		利用人数	利用時間	利用人数	利用時間	利用人数	利用時間
	目標値	3人	180時間	3人	180時間	3人	180時間

⑪地域活動支援センター設置事業

身近な地域での日中活動の場の確保とともに、障がい者に創作活動または生産活動の機会を提供し社会との交流等を確保するために、地域活動支援センター1箇所を設置（委託）し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。現在は町内センターのみならず、他市町のセンターも利用しており利用者のニーズに合わせた日中活動の場の確保をしていきます。

【第3期計画における利用量の達成率】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
⑪地域活動支援センター事業	目標値	1箇所	15人	1箇所	15人	1箇所	15人
	実績値	1箇所	15人	1箇所	16人	1箇所	13人
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	106.6%	100.0%	86.6%
(他市町村分)	実績値	3箇所	8人	3箇所	3人	3箇所	5人

【第4期計画における必要量の見込み】

⑪地域活動支援センター事業	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
	目標値	1箇所	20人	1箇所	20人	1箇所	20人
(他市町村分)	目標値	3箇所	5人	3箇所	5人	3箇所	5人

3 地域移行への成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害者総合支援法の施行により、国は施設入所から地域生活への移行を目指しています。しかし、町内で考えると十分な基盤整備が整っていません。今後も町内に地域生活を支援する住宅等を整備する必要があります。施設入所者を減少させ、地域生活を支援する整備を行っていきます。

項 目	数 値
平成26年7月現在の施設入所者数（人）	34人
目標年度（平成29年度）の地域生活移行者数（人）	2人
平成29年末の施設入所者数	32人
目標年度の（平成29年度）の施設入所者減少見込数（人）	2人

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

施設からの一般就労への移行目標を設定しています。サービス提供事業者とも連携しながら可能な限り一般就労への移行を推進していきます。

項 目	数 値
平成24年度の一般就労移行者数（人）	1人
目標年度（平成29年度）の年間一般就労移行者数（人）	2人

項 目	数 値
平成25年度の就労移行支援事業所利用者数（人）	1人
平成29年度の就労移行支援事業所利用者数（人）	2人

(3) 地域生活支援拠点の整備

地域移行を推進するにあたって、グループホームの整備などサービス提供体制の整備を推進します。

項 目	数 値
地域生活支援拠点等の整備（箇所）	1箇所

資料編

1 関係法令について

市町村は、障害者基本法において障害者計画を、障害者総合支援法においては障害福祉計画を策定することを規定しています。

障害者基本法（抜粋）

第11条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

2 清水町障がい福祉計画策定委員会

《清水町障がい福祉計画策定委員会設置要綱》

(設置)

第1条 ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が自ら選択した場所に居住し、又は障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう清水町障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定するため、清水町障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、障がい者が地域社会において人格と個性を尊重され安心して暮らすことのできる障がい者福祉サービスのあり方について調査・研究を行い、計画を策定する。

2 委員会は、前項の計画を文書にまとめ、町長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、障がい者福祉に関する者及び識見を有する者を考慮し、町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民（町内障がい福祉関係事業所に勤務する町外者を含む。）
- (2) 保健福祉に関する保健福祉課及び清水町社会福祉協議会の職員
- (3) 各障がい福祉施設関係者、清水町障害者児振興会連絡協議会、ともに共同作業所より推薦された者

2 委員の任期は、平成26年8月1日から平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月19日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

《清水町障がい福祉計画策定委員会委員名簿》

住民の代表者としての責務と自覚を持って、策定委員会での議論を積み重ね、計画の検討を行いました。

	所属	氏名	備考
○	一般公募	長 嶺 節 子	第3条(1)
	社会福祉法人清水旭山学園	多 田 雅 則	第3条(3)
	障害者家族地域生活支援事業所 ていんくる	成 田 幸 司	第3条(3)
◎	障害者児振興会連絡協議会	辻 村 純 生	第3条(3)
	ともに共同作業所	中 林 豪	第3条(3)
	社会福祉協議会係長	會 田 豊	第3条(2)
	保健福祉課長	細 野 博 昭	第3条(2)
	保健福祉課参事	小 林 秀 文	第3条(2)
	保健福祉課課長補佐(健康推進)	吉 森 文 子	第3条(2)

◎…委員長 ○…副委員長

第3条(1) 公募による町民

第3条(2) 保健福祉に関する町及び社会福祉協議会職員

第3条(3) 保健福祉等関連団体より推選された者

《事務局》

1	保健福祉課課長補佐(福祉担当)	青 木 光 春
2	子育て支援課課長補佐	小 笠 原 敏 子
3	保健福祉課福祉係長	野々村 徹
4	保健福祉課福祉係主査	阿 部 俊 夫
5	保健福祉課福祉係	世良田 航
6	保健福祉課福祉係	小 森 武 志

3 清水町障がい福祉計画策定経過

・第1回清水町障がい福祉計画策定委員会

日 時 平成26年9月17日(水) 13時30分～14時40分

場 所 清水町保健福祉センター2階 会議室

審議内容 (1) 委員長、副委員長の選出について
(2) 清水町障がい福祉計画策定委員会について
・委員の任期、役割について
(3) 清水町障がい福祉計画について
・計画策定の概要について

・第2回清水町障がい福祉計画策定委員会

日 時 平成26年12月24日(水) 13時30分～14時40分

場 所 清水町保健福祉センター2階 会議室

審議内容 (1) 清水町障がい福祉計画アンケート結果報告について
(2) 清水町障がい福祉計画(第2期清水町障がい福祉計画)の基本的方向について

・第3回清水町障がい福祉計画策定委員会

日 時 平成27年1月29日(木) 13時30分～15時00分

場 所 清水町保健福祉センター2階 会議室

審議内容 (1) 清水町障がい福祉計画(案)
(2) その他

・第4回清水町障がい福祉計画策定委員会

日 時 平成27年3月26日(木) 13時30分～15時00分

場 所 清水町保健福祉センター2階 会議室

審議内容 (1) 清水町障がい福祉計画の審議について
(2) 清水町障がい福祉計画の答申について

清水町障がい福祉計画アンケート（調査期間：平成26年10月9日～10月23日）

対象者（調査票送付者）

311人

回答者（回答率）

169人

54.3%

問1 この調査票を記入する人は、どなたですか。		件数	割合
1	本人	129	76.3
2	家族や介助者	37	21.9
3	その他	2	1.2
	無回答	1	0.6
合計		169	100.0

問2 あなたの性別はどちらですか。		件数	割合
1	男性	84	49.7
2	女性	84	49.7
	無回答	1	0.6
合計		169	100.0

問3 あなたの年齢は何歳ですか。		件数	割合
1	18-19歳	0	0.0
2	20-29歳	11	6.5
3	30-39歳	14	8.3
4	40-49歳	24	14.2
5	50-59歳	18	10.7
6	60歳以上	101	59.8
	無回答	1	0.6
合計		169	100.0

問4 お持ちの手帳、受給者証は次の内どれですか。		件数	割合
1	身体障害者手帳	128	75.7
2	療育手帳	18	10.7
3	精神障害者保健福祉手帳	12	7.1
4	自立支援医療（精神通院）受給者証	30	17.8
	無回答	3	1.8
合計		169	100.0

問5 あなたは現在、清水町内で過ごしていて暮らしやすいと思いますか。		件数	割合
1	暮らしやすい	94	55.6
2	暮らしにくい	31	18.3
3	わからない	32	18.9
4	その他	5	3.0
	無回答	7	4.1
合計		169	100.0

問6	問5で2と回答された方にお聞きします。暮らしやすくなるためにはこの地域にどのようなことが必要だと思いますか。	件数	割合
1	障がいや病気のことをもっと理解してもらいたい	18	10.7
2	気分転換のために旅行や軽い運動ができる機会が欲しい	7	4.1
3	同じ障がいや疾患を持っている人と交流がしたい	7	4.1
4	身体や心の状態に合わせて働くことができる場が欲しい	8	4.7
5	医療機関（診療できる受診科）を充実させてほしい	17	10.1
6	医療行為や医療に関する相談などで看護師に家に来てもらいたい	2	1.2
7	買い物や通院に行くための交通手段を利用しやすくして欲しい	16	9.5
8	JRに乗るために駅をバリアフリーにして欲しい	18	10.7
9	都市間バスを利用しやすくして欲しい	9	5.3
10	バリアフリー住宅に住みたい	6	3.6
11	障がい者用トイレを増やして欲しい	7	4.1
12	福祉に関する情報がすぐにはいってくるようにして欲しい	17	10.1
13	お金の管理や、困ったときの判断の支援がして欲しい	8	4.7
14	その他	5	3.0
	無回答	112	66.3
	合計	169	100.0

問7	福祉サービスについてお聞きします。あなたが利用したいと思うサービスは次の内どれですか。今利用されている方も他に利用したいと思うサービスがあれば自由に選んでください。	件数	割合
1	入浴のサポートや食事、トイレなどの介護を自宅で提供して欲しい	3	1.8
2	外出や買い物の手助けをして欲しい	6	3.6
3	働くための訓練や就職への支援をもらいたい	17	10.1
4	職員がいる施設に入所したい	16	9.5
5	困った時に相談に乗って欲しい	38	22.5
6	自宅で介助を受けながら入浴する訪問入浴のサービスを受けたい	1	0.6
7	要約筆記や手話などのコミュニケーション支援をして欲しい	4	2.4
8	現在の住宅をバリアフリーに改修したい	13	7.7
9	福祉用具を活用したい	13	7.7
10	困った時に相談できる場所が欲しい	36	21.3
11	お金の管理や、困った時の判断の支援がして欲しい	14	8.3
12	その他	25	14.8
	無回答	54	32.0
	合計	169	100.0

問8	あなたは福祉サービスを利用して、どのような生活を送りたいと思いますか。	件数	割合
1	福祉サービスを利用したいと思わない	4	2.4
2	家族と一緒に自宅で生活したい	73	43.2
3	家族と離れて1人で暮らしたい	7	4.1
4	お金の支払いや、契約などは助けてもらいながら1人で暮らしたい	3	1.8
5	1人で暮らしたいが経済的に難しい	9	5.3
6	1人での生活は不安なので施設で暮らしたい	16	9.5
7	その他	20	11.8
	無回答	37	21.9
	合計	169	100.0

問9 あなたは悩みごとや心配ごとを相談できる人がいますか。	件数	割合
1 家族や親戚	132	78.1
2 友人や知人	58	34.3
3 医療機関の職員（医師、看護師、相談員など）	49	29.0
4 学校の先生やサービス事業所などの職員	15	8.9
5 団体や病院で知り合った仲間	13	7.7
6 役場の保健師や職員	18	10.7
7 相談できる人がいない	7	4.1
8 その他	9	5.3
無回答	11	6.5
合計	169	100.0

問10 あなたが今抱えている悩みごとや心配ごとの内容は次の内どれですか。	件数	割合
1 病気や障がいのこと	86	50.9
2 家族関係のこと	19	11.2
3 友人や知人との対人関係のこと	11	6.5
4 仕事に関すること	30	17.8
5 経済的なこと	51	30.2
6 性に関すること	6	3.6
7 ない	29	17.2
8 その他	5	3.0
無回答	20	11.8
合計	169	100.0

問11 あなたはお金の管理や契約に関することで不安を感じたことがありますか。	件数	割合
1 感じたことはない	47	27.8
2 家族がいるので不安に思わない	38	22.5
3 家族がいなくなったら不安	47	27.8
4 不安	15	8.9
5 わからない	6	3.6
6 その他	1	0.6
無回答	15	8.9
合計	169	100.0

問12 あなたは成年後見制度について知っていますか。	件数	割合
1 名前も内容も知っている	65	38.5
2 名前は聞いたことがあるが内容は知らない	42	24.9
3 名前も内容も知らない	42	24.9
4 その他	3	1.8
無回答	17	10.1
合計	169	100.0

問13	問12で説明した成年後見制度を活用したいと思いますか。	件数	割合
1	すぐにも活用したい	2	1.2
2	将来必要になったら活用したい	62	36.7
3	活用したいとは思わない	33	19.5
4	わからない	50	29.6
5	その他	6	3.6
	無回答	16	9.5
	合計	169	100.0

問14	あなたは周りの人から差別されるなど、嫌な思いをしたことがありますか。	件数	割合
1	嫌な思いをしたことがある	45	26.6
2	嫌な思いをしたことが無い	83	49.1
3	わからない	17	10.1
4	その他	6	3.6
	無回答	18	10.7
	合計	169	100.0

問15	問14で1と答えた人のみ回答して下さい。それは次のうち、どのようなことでしたか。	件数	割合
1	殴られる、蹴られるなど身体的な暴力に関すること	2	1.2
2	勝手にお金を使われたり、給料を払ってくれないなど経済的なこと	2	1.2
3	悪口を言われていじめられる心理的なこと	25	14.8
4	性的な嫌がらせに関すること	1	0.6
5	困っているのに何も手伝ってくれないこと	12	7.1
6	その他	13	7.7
	無回答	128	75.7
	合計	169	100.0

問16	平成24年10月1日から「障がい者虐待防止法」が施行されていることを知っていますか。	件数	割合
1	知っている	52	30.8
2	知らない	103	60.9
	無回答	14	8.3
	合計	169	100.0

問17	もし災害が起こった時、あなたが必要とすることは次の内どれですか。	件数	割合
1	災害時の情報が早く知りたい	101	59.8
2	避難場所への移動を手伝って欲しい	44	26.0
3	避難場所でコミュニケーションの支援をして欲しい	26	15.4
4	避難場所に障がい者用トイレの設備が欲しい	34	20.1
5	入浴、トイレ、食事などを手伝って欲しい	20	11.8
6	薬や医療の確保をして欲しい	84	49.7
7	その他	7	4.1
	無回答	24	14.2
	合計	169	100.0

問18	あなたは福祉制度に関する情報をどのように集めていますか。	件数	割合
1	インターネット	18	10.7
2	スマートフォン（携帯電話）	14	8.3
3	テレビ	79	46.7
4	新聞	74	43.8
5	広報しみずやお知らせ版	70	41.4
6	役場などに置いてあるパンフレットや掲示物	9	5.3
7	家族や親戚	43	25.4
8	友人や知人	33	19.5
9	医療機関の職員（医師、看護師、相談員など）	50	29.6
10	学校の先生やサービス事業所などの職員	13	7.7
11	団体や病院で知り合った仲間	19	11.2
12	役場の保健師や職員	31	18.3
13	その他	2	1.2
	無回答	19	11.2
	合計	169	100.0

問19	あなたは仕事をしたいと思いますか。	件数	割合
1	記入あり	60	35.5
	無回答	109	64.5
	合計	169	100.0

問20	問19で1、2、3と答えた方にお聞きします。あなたはどのような仕事がしたいですか。	件数	割合
1	記入あり	35	20.7
	無回答	134	79.3
	合計	169	100.0

問21 あなたが清水町で暮らす上で、とくに望むことはどのようなことですか。

年代	性別	回答
50	女性	将来ディサービスを活用したい
40	男性	もっと活気ある町にしてほしい
40	女性	福祉窓口に話の見えるベテランを配置してほしい
60	女性	高齢者が住んでいる公営住宅の家賃を安くしてほしいです
60	男性	私は足が悪く、スーパー・病院等の通院にタクシーの券が足りない事です
40	女性	すごく細かい事できびしくなったり、外出やゆとりの時間が短い
60	女性	ディサービスの入浴を利用しているが、夏場だけでも週2回入りたい
40	男性	わからない
60	女性	明るい町にしてほしい
30	男性	家を建てて住みたい。新築
50	女性	なごとも、へりがわるいかなあ
60	女性	交通面が不自由なこと
40	男性	何を望んでも何もしてくれない行政なので、期待してないし出来るなら他の町村で一人暮らししたい。暮らして困っても「町にお金がない」と役場はすぐ逃げる
60	女性	福祉の町であって欲しいです
60	女性	何度も書きましたが、国民年金で安心して入所できる施設がある町になってほしい。動けなくなった時入る所があると無いとでは、生活していくのに不安のない様になってほしい。国民年金でやっと生活している者にとってその事が一番気にしていることです。
60	女性	代々継いだ仕事ですので…
30	男性	右足が悪く装具を作ってもらってます。でも結構歩くことが多くすぐ装具が壊れてしまうので、申請の期間を半年ぐらいで申請してもらえたら助かります。
60	女性	公共の浴場に、フロイデにあったような障害者用の浴室を希望してます。町文化センターに、二階に行くエレベーターを希望します。
30	男性	障害があっても働ける就労継続支援等の事業所を増やしてほしい。就労継続支援の利用を検討していますが帯広まで通う場合、交通費も時間もかかるので町内にそういった事業所がもっとあれば経済的にも助かると思います。
50	男性	清水町で暮らす
60	男性	一人の生活が心配だから、清水町内の施設で暮らしたい
40	女性	御影地区に樹木のある公園がほしい
60	女性	帯広の病院などの通院や食事の支度を、手伝ってほしい(緑内障のため駅の階段がこわい)
60	男性	あまり口や尻の軽い人(特に女)を民生委員とかに任命しないでほしい。チョロチョロしないでほしい。
40	男性	坂道が多いので困る。車いすで歩ける様な道にしてほしい。
40	男性	病院に行くのが大変。特に冬。
30	男性	御影地区に大型?スーパーマーケット(清水のいちまる程度)があると便利
30	女性	豊かで楽しい生活を送りたい
30	女性	目の見えない人、車いすの人が暮らしやすくなったらいいと思う
60	男性	健康でいてほしいです。さらに町が発展してくれればいいと思います。
60	男性	医療設備の充実(いい先生がいない)
60	女性	とても過ごしやすい町だと思っています。歳をとると思いは違ってくるとは思いますが、今は思いのまま快適に過ごしています。
50	男性	特になし
60	男性	別にありません
60	女性	清水の街から6*ほどの所ですが、冬の吹雪が心配です。
50	女性	国保、税がもう少し安いと良いと日頃思っております。
60	男性	望むことない

30	女性	障がい者枠で雇用してくれる機会を与えてほしい。障がい者枠ではなくても、障がいを受け入れてもらって、働きたい。また、その前段階に、実習を行なえる機会がほしい。
60	男性	人口の減少と高齢化が心配です
50	男性	特に今はなし
60	女性	今は特にないが、年金が少なく働けなくなった時が不安
60	男性	障がい者としては一応は全部理解や清水町からしてもらえていると思っている。自分ではこのくらいのことでいいと思っている。
60	男性	手当金の拡充。障がい者1・2号は出る。それ以降出ない。国から出ないのであれば町からも少しでも出る制度を。
60	男性	特にないが、職員数の充実が必要と思う(福祉サービス要員)。・病院(日赤)の医師の質に関する問題は大きい! 充実してほしい(院長以外の医師の問題)
50	女性	自宅前の除雪をもっと早くしてほしい。・移動図書もない。
50	女性	一人暮らしの身障者が安心して暮らせる環境と、介護者の育成に力を入れてほしいです。
60	女性	年金が少ないので施設に入所できるか心配です。
60	男性	以前フロイデの障がい者用お風呂を利用し、のんびりお風呂を楽しむことができたが、今はないので障がい者用お風呂。・車いす対応のバス遠足、旅行。・車いすでも安全な凸凹傾斜のない道路。
60	女性	手が不自由なので、食事を作るのが大変なので気軽に食事ができたり、惣菜が買えるお店があるといいと思う。コンビニにも多少はあるけれど、手作りのものがもう少し並ぶといいなあと思います。
50	女性	今は運転ができるが、将来できなくなってくると病院(帯広)へ行く手段など心配です。駅のバリアフリー化を望みます。
60	女性	駅の階段が大変なので、早くバリアフリーにしてほしい。文化センターの洋式トイレを増やしてほしい。
60	男性	将来1人になってしまったときに、入所できる施設等があると安心!(障がい者優先な施設)。他町にあったのですが、役場と自宅とをつなぐテレビ電話の設置してほしい。
60	男性	①町に若い世代が少ないです。もっと都市から若い人が転入する行政をお願いします。職員には頭の良い人が沢山います。議会の質疑、答弁を具体的に討論してほしいです。老人の多い町で人口増加で、具体策を広報で3年後どんな町に1. したいのか 2. するのか 基本的な考え方を2015年の新年広報でお知らせ願いたい。②地場産業は? 農業、牧畜の良さを町以外の人に宣伝してほしいです。③町役場、町議会が先陣を实践、行動、リーダーシップを凶らないと清水町は人口が減少します。④清水町の良さをもっとNHKや民放を利用してPRしてください。内容はたくさんあるはず。清水町の良さを若い人たちを呼び込んで、わかってもらうことが必要です。⑤清水町の信号機に車用はありますが、人に対応する信号機がありません。つい信号機を見落として渡ることがあります。車用信号機は高いところに設置されており光が赤なのか青なのかわからないことがあります。予算もありましようが近隣町村は必ず2つ設置されています。小さなことでも清水町に住む(転入して来る)こと、人口増加にならないと思います。⑥千年の森について 入場料が高価で一度行ったら二度目は難しい。自家乗用車では行けるが、車の所有ない人は行けない。観光客も減少するでしょう。入場料で維持管理するのは無理です。町民や老人が安く利用できる料金設定が必要だと思います。また夏場にでも有料循環バスを作るとか、町民が気軽に利用できる方法も検討をお願いします。
60	女性	明るく話しかけられる人、また心のあたたかい人がほしいです。
60	女性	汽車に乗る時、階段を利用しないで乗れるようにしてほしい。
40	男性	今のままで得にありません
60	女性	清水町に施設を沢山作ってほしいです
20	女性	自立支援医療受給者証はとてもありがたいので続けてほしい
20	男性	清水町で仕事があればいいと思います
60	女性	歩道を安心して歩けますように、整備してほしい

問22 あなたや家族が思っていることを自由に記載してください。

年代	性別	回答
60	男性	現在は役場、福祉関係の方々の対応がとても親切なのでありがたく思っています。 しかし、数十年前の役場住民課の対応。ケガをしたので労災のため家賃が2週間ぐらい遅れますがよろしくとお願いに行くと「奥さん子供いるでしょ。ご飯食べてるでしょ！住宅があるから食べる所があるでしょ。住宅賃を先に払う方が先でしょ」と役場40代の男性の答え。清水町は冷たい町だとずっと思いながら暮らしていました。顔、今でも忘れません。
40	女性	現在入院先の対応に不満があるが、我慢している
60	男性	私は公営住宅に住んでいます。冬になると、除雪費がかかります。1シーズンその年によりますが、12,000円位かかります。それをなんとかしてほしいと思います。
40	女性	汚臭がさまよい、早くおさまらないようだったら病院かどこかに訴えようと思います
40	男性	健常者と同じペースで働くのは、無理だと思います
30	男性	親に何かあった時、どの様に行動すればいいのかわからないですし、お金の面もすごく不安です。またいろんな手続き、書類等の作成、返信等も出来ないので先々が心配です
60	女性	長い事清水町介護施設にお世話になり有りがたいと感謝しております
30	男性	いつになるか、前のような元気な体になり笑顔で働いてくれる日が一日も早く来る事を願っています。
40	男性	家族に家族だと思われてなく、出て行けと言われるも行く宛でもない。全てから隔離されて自由も人権もなし。
60	女性	身体障害者手帳を持ち、ボランティア活動の出来る今の健康状態で一日でも長い事を願い頑張ります。宜しくお願い致します
60	女性	道の駅とかも大事かもしれませんが、もっと町の中のいたる所が草のないきれいな清水町にしてほしいです。町の中を歩いて道路も空地も人の居ない町のように草ボーボーです。はずかしいです。施設の方くれぐれもよろしくお願いします。
60	女性	みんな元気で頑張ってほしいです
40	女性	将来的に親の介護について不安があるので、相談にのっていただきたい
60	女性	帯広の病院の通院の手助けをしてほしい
30	女性	家事のやり方がわからない。アルコール依存症の人と、どう生活していけばいいか、わからない
20	女性	今は施設で仕事をしていますが、何かできる仕事があれば就職したい。将来一人になっても生活していけるようになってくれればと思います。
60	男性	いまのところは幸せ。でもこれからの清水が心配。
50	男性	家族関係は良好であり、手厚い支援を受けている。主に弟さんと交流が深く、本人も今後継続してくれることを望んでいる。
60	男性	別にありません
60	男性	別にない
60	男性	物質の豊かさも大切だが、精神の豊かさはもっと大事だと思う
50	男性	親の介護後の自分の生活かな
60	女性	81歳の姉と2人暮らしますが、やはり年金が少ないことに不安
60	男性	生活費が将来足りなくなるし、今は身の回りの仕事が十分自分でやっているかという、そうでもないなのでそのことが頭から離れない生活を何とかしたい。

60	男性	担当職員が短期で変更することがあると、相談する相手が変わるため、対応できないことがある！
60	男性	一番不安なことは介護者の健康。介護する人がいなくなったら生活できない。・そのため介護者のケア、緊急時の障がい者を受け入れできるシステム。
50	女性	身体が年齢とともにきかなくなってくると思います。家で過ごす時間が増え、引き込まってしまうのではないかと心配です。
60	女性	夫が体が不自由になった時に施設に入所できたら良いと思っています。
60	男性	老人世帯だけになってしまったとき、役場はどのような内容まで相談にのってくれるのだろうか？
60	男性	清水町は芽室町、新得町、鹿追町のほうが町並みが立派である。清水駅周辺は空き家が多く、これなら当町に転入して来る人もいないでしょう。「御影」よりも見劣りします。 当町のPRが足りないのか、企業の誘致を進めるとか町長はもっと「町の職員のアイデア募集（懸賞金をつける）」して人口を増やす政策をしてほしい。人口増加に取り組んでいる様子がわかりません。
60	女性	①人に迷惑をかけない。自分のことは自分です。 ②人のためになることをする。
60	女性	福祉制度にも色々ありますが、種類もたくさんあり、利用の方法などわからず、利用している人に聞いても一部分なので、内容の説明の文章があったらいいと思います。
40	男性	清水町には旭山学園、あさひ荘通所ホーム通勤センターと障がい、年齢に応じた施設が充実しているおかげで息子は農志塾に家から通うことができます。私ども親子はとても幸せでございます。ありがとうございます。
60	女性	自分を見てくれる家族が高齢者になってきているし、体調が悪くなっているのに施設に入れてもらわないと家族全てダメになります。また清水町に入れてもらいたいです。町外だと家族も大変です。
20	女性	身体的な障がいに対する想定がほとんどの気がする

清水町きずな園 アンケート調査（調査期間：平成26年10月9日～10月23日）

対象者（調査票送付者）
回答者（回答率）55人
29人 52.7%

問1 お子さんの性別はどちらですか。		件数	割合
1	男性	20	69.0
2	女性	9	31.0
	無回答	0	0.0
合計		29	100.0

問2 お子さんの年齢は何歳ですか。		件数	割合
1	0-2歳	0	0.0
2	3-5歳	9	31.0
3	6-8歳	15	51.7
4	9-11歳	3	10.3
5	12-14歳	2	6.9
6	15-18歳	0	0.0
	無回答	0	0.0
合計		29	100.0

問3 現在、利用しているきずな園のサービスに満足していますか。		件数	割合
1	満足している	24	82.8
2	満足していない	3	10.3
3	わからない	2	6.9
4	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
合計		29	100.0

問4 問3で2を選択した方にお聞きます。満足するためには次の内どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）		件数	割合
1	きずな園のサービスを充実してほしい	2	6.9
2	保育所や幼稚園のサービスを充実させてほしい	1	3.4
3	保育所や幼稚園以外の交流場所を充実させてほしい	0	0.0
4	公共の交通機関を充実させてほしい	0	0.0
5	子どもが通院できる診療科を増やしてほしい	1	3.4
6	わからない	0	0.0
7	その他	1	3.4
	無回答	26	89.7
合計		29	100.0

問5 あなたの悩みごとや心配ごとを相談できる人はだれですか。（あてはまるものすべてに○）		件数	割合
1	家族や親戚	25	86.2
2	友人や知人	13	44.8
3	医療機関の職員（医師、看護師、相談員など）	4	13.8
4	学校、保育所、幼稚園の先生などの職員	15	51.7
5	役場、病院、団体で知り合った知人	1	3.4
6	役場の保健師や職員	11	37.9
7	その他	3	10.3
	無回答	0	0.0
合計		29	100.0

問6	あなたが今抱えている悩みごとや心配ごとの内容は次の内どれですか。（あてはまるものすべてに○）	件数	割合
1	子どもの将来のこと	21	72.4
2	家族関係のこと	3	10.3
3	対人関係のこと	6	20.7
4	仕事に関すること	3	10.3
5	経済的なこと	8	27.6
6	ない	4	13.8
7	その他	2	6.9
	無回答	0	0.0
	合計	29	100.0

問7	お子さんの今後のことについてどのように考えていますか。（あてはまるものすべてに○）	件数	割合
1	可能な限りきずな園に継続して通ってほしい	9	31.0
2	必要な支援を受けながら学校生活を送ってほしい	22	75.9
3	普通学校（小・中・高）へ進学してほしい	9	31.0
4	今はまだ何も考えていない	4	13.8
5	まだ決まっていないので相談に乗ってほしい	0	0.0
6	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	合計	29	100.0

問8	あなたは福祉制度に関する情報をどのように集めていますか。（あてはまるものすべてに○）	件数	割合
1	インターネット	8	27.6
2	スマートフォン（携帯電話）	7	24.1
3	テレビ	8	27.6
4	新聞	12	41.4
5	広報しみずやお知らせ版	15	51.7
6	役場などに置いてあるパンフレットや掲示物	4	13.8
7	家族や親戚	7	24.1
8	友人や知人	11	37.9
9	医療機関の職員（医師、看護師、相談員など）	1	3.4
10	学校、保育所、幼稚園の先生などの職員	13	44.8
11	役場、病院、団体で知り合った知人	4	13.8
12	役場の保健師や職員	12	41.4
13	その他	0	0.0
	無回答	1	3.4
	合計	29	100.0

問9	お子さんが清水町で暮らす上でとくに望むことはどのようなことですか。	件数	割合
1	記入あり	11	37.9
	無回答	18	62.1
	合計	29	100.0

問10	あなたや家族が思っていることを自由に記載してください。	件数	割合
1	記入あり	10	34.5
	無回答	19	65.5
	合計	29	100.0

※清水町きずな園アンケート自由記載回答一覧

問4 1.きずな園のサービスを充実してほしい（自由回答欄）

- ・常に混んでいるようなので、一度やめても必要な時にすぐサービスを受けられるように。
- ・通所回数を増やしてほしい。

問5 あなたの悩みごとや心配ごとを相談できる人はだれですか（その他の欄）

- ・町長のおむつ助成年齢を上げてほしい。制度前に生まれた赤ちゃんがかわいそう。
- ・町長の公約の365日保育はどうなったのか？単なる選挙のためのバラマキですか？
- ・家の片づけが下手

問6 あなたが今抱えている悩みごとや心配ごとの内容は次の内どれですか（その他の欄）

- ・きずな園の先生。
- ・仕事場の人間関係。
- ・きずな園の職員。

問9 お子さんが清水町で暮らす上でとくに望むことはどのようなことですか

・色々な形で自立でき就職なども決められるようになればいいと思います。まだ子供は小さいので予測ができませんが。

・安心、安全、交流できるイベント。

・治安。就職先が清水にないこと（正社員として）子供が帯広とかに就職してしまう。小学校が遠い。雨の日でも遊べる室内施設があれば、無料で土日祝日も開いているところがない。

・必要な福祉制度を利用させてもらい、のびのびと育ててほしいです

・子育てするにはとてもいい環境なので、のびのびといろいろなことに興味をもって楽しい毎日を送ってほしいです。

・特別児童扶養手当を所得の多い少ないに関係なく、手当てを受けられるようにしてほしい。

・不審者が出て、なかなか情報が伝わらず、知人やたまたま聞いたという現状なので、しっかりそういう情報は親に伝えてほしいです。実際、子どもが使っている通学路で不審者が出たが、不審者情報を知るのが遅く、警戒するのもできず過ぎていました。低学年のうちは学校の先生に口頭で言われても、親にきちんと説明するのが難しいので、プリントやメール等で親にも伝えてほしいです。

・交通の便など田舎なので、不便なことが多くありますが、前に住んでいた帯広よりは地域で協力して子育てしてくれて良いと思います。子育てに関しては良いと思いますが、ずっとここに住んでいるかは疑問です。

・今のところありません。

・息子が学校にあがるにつれて、いじめのない日常であってほしいと思います。

・楽しい学校生活を送れること

・清水町に望むことはないですね。

問10 あなたや家族が思っていることを自由に記載してください

- 今は子供が毎日楽しく過ごせているようなので特にありません。
- 清水町は福祉制度が充実しておりすごく助かります。
- いつまで清水にいられるかわからないので（地元の間人ではないので）清水町にいてよかったなと思えるように、いろいろな人と知り合いになり、子どもたちにも良い思い出になるように暮らしていきたいです。
- 月2回の支援を受けていますが指導者不在で支援を受けられない時があり月1回の支援しか受けられない場合がある
- きずな園のような子どもに対する福祉サービスは、とてもありがたく思います。安心して子どもを育てていくうえで、大切なサービスで、相談などもしやすく助けられています。先生方は忙しく大変だと思います。なくなっては困るので、先生方も仕事がしやすい環境となっていくことを願います。
- 良いところはたくさんあるのですが、色んなところで発展性のない町だと思います。住宅事情は特に厳しいし、働くところも少ない。環境はとても良いのに残念です。もう少し若い人に活気がほしいです。
- きずな園の卒業をせかさないでほしい。
- 現状に不満はありませんが、御影で支援を受けられる日があってもいいかな…と思います。交通費の補助よりありがたいです。
- 今は特にありません。
- 子供たちの事を考えた町にして下さい。老人ばかりに目を向けないで…。

清水町障がい福祉計画

発 行 北海道 清水町

発行年 平成 27 年 3 月

編 集 清水町 保健福祉課

住 所 北海道上川郡清水町南 3 条 2 丁目 1 番地
清水町保健福祉センター内

TEL (0156) -69-2222

FAX (0156) -69-2223